

○ 子育て世帯応援給付金 フローチャート

※ 対象者：平成15年4月2日以降に出生した未婚の児童を養育し、以下のいずれかに該当する方

- ・ 令和3年9月分の児童手当の特例給付を函館市から受給している
- ・ 令和3年9月分の児童手当の特例給付を受給している公務員で、令和3年9月30日現在において函館市に住民登録がある
- ・ 令和3年9月30日（令和3年10月1日以降に出生した児童を養育する場合は当該児童の誕生日）現在において函館市に住民登録があり、令和2年分（令和3年度分）の所得水準が児童手当の所得制限限度額以上
- ・ 令和3年9月30日（令和3年10月1日以降に出生した児童を養育する場合は当該児童の誕生日）現在において函館市に住民登録があり、令和3年9月1日以降に配偶者と離別し、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取っていない方

